

「令和5年度創造的イルミネーションイベント実施業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会契約業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第9条の規定に準じ、「令和5年度創造的イルミネーションイベント実施業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続等について、この実施要領に定める。

2 この要領に定めのないものについては、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準を準拠する。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 業務実施方針
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制の妥当性及び業務の実現性
 - (2) 類似業務等の実績、経験
 - (3) 事業目的・目標の理解、コンセプト・テーマの考え方の妥当性と魅力
 - (4) 業務実施方針の妥当性、実現性及び提案の独創性等
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイトなど評価基準の確認
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長、副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 (公財) 横浜市芸術文化振興財団専務理事
- 副委員長 横浜市にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略部長
- 委員 東京藝術大学大学院映像研究科研究科長
- 横浜市環境創造局公園緑地部長
- 横浜市都市整備局都心再生部臨海部活性化推進担当部長
- 横浜市港湾局みなと賑わい振興部長
- 横浜市にぎわいスポーツ文化局文化芸術創造都市推進担当部長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の7分の6の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果をクリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会契約業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 委員が欠席した場合は、その者を除いた委員の評価の合計得点を評価結果とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年4月12日から施行する。